

市役所からの お知らせ

国民年金

第1号被保険者への 独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が3年以上ある場合は、8500円が加

算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

遺族基礎年金の額は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（78万900円）に子の加算額（1人目と2人目はそれぞれ22万4700円、3人目以降は1人につき7万4900円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が老齢基礎年金または、障害基礎年金を受けていたまたは、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合先 市民課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘れないように、指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替が便利です。

口座振替の利用がまだの方は、キャッシュカードを持って健康づくり課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証を持って、指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。キャッシュカード取扱可能金融機関は指定されますので、お問い合わせください。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

後期高齢者医療

7月から普通徴収（口座振替や納付書による納付）が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴

収分については暫定保険料がありませんので、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はあります。ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。（過年度分については口座振替できません。）

7月中旬に今年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収の方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただくこととなります。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

税

固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、令和3年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。なお、免税点未満（課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満）の場合には送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税

明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

納税通知書についてご不明な点等があればお問い合わせください。

問合先 税務課 ☎ (275) 6109

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産（土地・家屋）を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦、ひとり親、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること
- ② 所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
- ③ 所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
- ④ 固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
- ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること

※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合先 税務課

☎ (275) 6109

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車1台ごとに加入が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度で被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。※市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行ってください。

問合先 税務課

☎ (275) 6097

固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の (種別割) (種別割)

納期限は、

5月31日

固定資産税……………1期分
都市計画税……………1期分
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎ (275) 6094

自動車税

問合先

府自動車税コールセンター
☎ 0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

各種

特定健診特別金利定期貯金のご案内

J A いずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0・05%の金利が適用されます。

期間 令和4年3月31日まで

対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、J A いずみの店頭の商品概要説明書またはJ A ホームページ <http://www.ja-izuminori.jp> をご覧いただくか、お近くの各支店へお問い合わせください。

5月19日に市内の

防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練

で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合先 危機管理課

☎ (275) 6245

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）

支給額 月額2万7350円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額 月額1万4880円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6294

南海高師浜線高架化の工事に伴う 駅の自転車駐車場の閉鎖・移設のお知らせ

令和3年5月22日から**伽羅橋駅自転車駐車場**は閉鎖します。また、**高師浜駅自転車駐車場**は、臨海スポーツセンター前に以下のとおり**移設**いたします。ご理解、ご協力の程よろしくお願いします。



問合先 土木管理課 ☎ (275) 6478

支援教育の取組み

市内の公立幼小中学校園では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校園の協力体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、生きる力を育む教育の充実に取り組めます。

問合先 学校教育課

☎ (275) 6434

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している35歳以上の方へ

年に1回の特定健診を受診しましょう！

▼個別健診

期間 6月1日～3月31日（後期高齢者健診受診券は届いた日から）

場所 府内指定医療機関

▼集団健診

時間 午前9時～11時30分

内容 特定健診・肝炎ウイルス検診

申込 いずれも当日直接会場へ（40歳以上の方は、市ホームページで事前予約）

健診日	会場
5月30日（日）	総合保健センター
6月7日（月）	総合保健センター
7月14日（水）	アプラたかいし
9月2日（木）	アプラたかいし
9月30日（木）	アプラたかいし
10月17日（日）	総合保健センター
11月12日（金）	総合保健センター
12月2日（木）	アプラたかいし
2月4日（金）	市役所（別館）
2月25日（金）	総合保健センター

▼TAKAISHI健診JAM（特定健診と健幸づくりイベントを同時開催）

時間 午前9時30分～午後1時
申込 当日直接会場へ

健診日	会場
5月25日（火）	とろしプラザ
11月23日（祝）	アプラたかいし
3月20日（日）	アプラたかいし

■集団・個別共通内容

検査項目 問診、診察、身体計測、

血圧、尿検査、血液検査

費用 特定健診は無料（がん検診・

肝炎ウイルス検診は各500円。ただし、40歳の方に限り、肝炎ウイルス検診は無料）

持ち物 国民健康保険特定健診受診券（または後期高齢者健診受診券）・

保険証・前年度の健診結果（お持ちの方のみ）

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

無料クーポン券を使って、 風しん抗体検査を受診してください！

過去に風しん予防接種を公費で接種していない年代の方は、令和元年度から令和3年度の3年間、風しん抗体検査および予防接種を無料で受けることができます。対象の方には無料のクーポン券をすでに送付していますが、お手元にない場合は再発行が可能です。

対象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれでクーポン券をまだ利用していない男性

問合先 地域包括ケア推進課 ☎ (267) 1160

高石市土地開発公社の解散

昭和48年5月28日に高石市の全額出資により設立された高石市土地開発公社は、設立後、早期に土地を取得することで高石駅前再開発の推進を行うなど、まちづくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、近年の社会経済情勢の変化から、公共用地先行取得の経済的メリットが薄れたこと等により、公社の設立目的は終えたものと考え、令和3年3月31日付けで大阪府知事の認可を受け、解散しました。

問合せ 財政課 ☎ (275) 6084

高石駅周辺整備基本構想にかかわるパブリックコメントを募集

基本構想の策定にあたり、皆さんからのご意見を募集しています。

閲覧期間 5月14日まで

閲覧場所 市役所および市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出・問合せ 5月14日（必着）

までに住所・氏名・ご意見を記入し、事業課へ持参または郵送、FAX、

Eメール 〒592-8585（住所記載不要、☎ (275) 6410、FAX : (275) 6116、Eメール : shigaich@city.takaishi.jp

視覚障がいをお持ちの方を支える周囲の方へ 声の広報をご存知ですか？

毎月、視覚障がいがある方を対象に「声の広報たかいし（CD版の広報）」を発行しています。各種生活情報をお求めの方へお勧めです。視覚障がいがあり、声の広報のご利用されていない方が周囲におられましたら、ぜひお知らせください。

お求めの場合は、市視覚障害者福祉社会事務局 ☎ (262) 0580 へお問い合わせください。

店舗での買い物は クーリング・オフできません

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

事例 1 1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。

(80歳代 男性)

事例 2 1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。

(60歳代 女性)



店舗での購入は、クーリング・オフできません。クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎ 188へお問い合わせください

各種補助制度

大切なお家のこれからを考える
ときに

■ブロック塀等の撤去補助制度

ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

対象 道路に面するブロック塀等、ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの

補助金額 撤去する費用の半額（上限額15万円）

※「児童が主に通学に供する道路に面するブロック塀等の場合は、撤去する費用の全額（上限額15万円）」

■耐震診断・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建築され、居住または使用している木造住宅

補助金額 耐震診断は診断費用の90%以内または、4万5千円のいずれか低い額。

耐震改修（耐震診断後）は改修費用として70万円又は90万円。

※直近の課税所得金額が507万円未満の方が対象

■空き家除却補助制度

空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住実績のない木造住宅

補助金額 除却する費用の半額（上限額40万円）

■空き家対策補助制度

空き家バンクの登録物件で売買が成約した方に費用の一部を補助します。買主は当該物件に入居していただく必要があります。

買主 購入費用の補助として最大30万円、改修費用の補助として最大30万円

売主 不要物撤去の補助として最大5万円

※各種補助制度には、その他要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。また、予算額に達すると終了になります。

問合先 建築住宅課

☎（275）6479

“乳幼児すこやか見守り支援事業”



市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」による個別訪問に加え、新たにオムツ等の子育てに必要な物品購入の支援等を実施する「乳幼児すこやか見守り支援事業」を始めます。



事業内容 地域ボランティアによる「すこやか見守りサポーター」が乳幼児のいる世帯を合計3回訪問し、子育ての状況把握や育児に対する不安や悩みなどの相談に対応します。

訪問時期 ①令和3年4月1日以降に生まれた乳幼児を対象に、生後5カ月・8カ月頃にオムツ等の子育てに必要な物品を購入できるチケット（5,000円分）を届けます。

②令和3年4月1日以降に1歳の誕生日を迎えた幼児を対象に、友好都市である和歌山県有田川町産の木材で作成した積み木を5月下旬から順次お届けします。



和歌山県有田川町産の木材で作成した積み木▲

問合先 地域包括ケア推進課 ☎（267）1160

まっぼっくり

憲法と地方自治の関わり

5月3日は、「憲法記念日」。

そして、この日を含む1日から7日までの1週間は、「憲法週間」です。この期間は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認する絶好の機会です。

日本国憲法は11章、103条からなり、私たち住民の暮らしに密接にかかわる地方自治については、第8章（第92条～第95条）に定められています。

さて、憲法と地方自治の関わりはどのようになっているのでしょうか。

憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

ここで言う地方自治の本旨とは、地方公共団体が独立の団体として、自己に属する事務を自己の責任において自己の機関によって行うことで、地方住民の意思に基づいて施政を行うものです。そして、法律では地方自治法として定められ、日本国憲法が施行されたと同じ昭和22年に施行されました。

地方自治法第1条には、地方公共団体の区分並びに地方公共

団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立するとあります。

そして、1条の2では第1項は地方自治体、第2項は国の役割がそれぞれ規定されています。同第1項 地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

同第2項 国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・・・

具体的には、地方公共団体は、住民の暮らしに密着した様々な仕事をします。市（区）町村は、公立の小・中学校や図書館の設置、ごみの収集処理、上下水道の整備、消防、防災、国民健康保険、介護保険の仕事などをします。また都道府県は公立高等学校の設置や地域の安全を担う警察や市（区）町村の枠をこえた広域的な仕事をします。

同第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

同第2項 普通地方公共団体は

都道府県及び市町村とする。

この規定により現在1都1道2府43県、そして792市743町183村があります。

憲法第93条第1項 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

憲法第93条第2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

このように、地域の問題を住民が自らの意思と責任で決めていくことを保障しています。この規定を受けた都道府県や市町村は、様々な条例を制定し、予算等を決定して、住民のための仕事をしていくことになります。

人権推進課

☎(275) 6279

令和2年度の余った無料普通ごみ処理券（茶色）と日用品の

交換延期のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、例年5月に実施していた交換は令和3年7月下旬に延期します（さらに延期する可能性もあります）。交換時期・場所については、決まり次第改めてお知らせします。令和2年度の無料普通ごみ処理券（茶色）は捨てずに、大切に保管しておくようお願いいたします。

問合先 生活環境課 ☎(275) 6266